



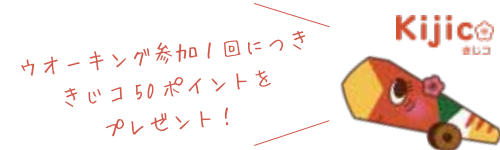
一緒にウォーキングしませんか？

校区	令和7年			集合場所	スタート
	7月	8月	9月		
西	5日(土)	2日(土)	6日(土)	東西コミセン	午前7時30分
東	12日(土)	9日(土)	13日(土)	人吉東小	
中原	19日(土)	16日(土)	20日(土)	中原コミセン	午前7時
西瀬				西瀬コミセン 駐車場	午前7時30分
大畑	－	－	27日(土)	大畑コミセン	午前8時

※スタートの20分前から受け付けます。
※全校区に保険を掛けますので、必ず受け付けをしてください。

※小学生以下は保護者同伴で参加してください。

※お住まいの校区にかかわらず参加できます。どのコースも歩く時間は約1時間です。水筒などは各自で準備してください。



問合せ 健康増進係

愛の
献血

◆6月10日(火)
【JAくま人吉支所】
・午前10時～11時45分
【球磨病院】
・午後1時30分～3時30分

◆6月25日(水)
【ニシムタ人吉店】
・午前10時～正午
・午後1時15分～3時30分

◆6月26日(木)
【人吉市役所】
・午前10時～正午
・午後1時15分～4時

※全て400㍓以上献血だけです。

問合せ 保健総務係

7月の休日在宅医・当番薬局

受付時間：午前9時～午後5時

日	医療機関名	電話番号	薬局名	電話番号
6(日)	ひとよし西村醫院	32-8290	クスノキ薬局あいだ店	32-8775
	たかはし小児科内科医院	24-2222	たんぼぼ薬局	23-6170
13(日)	とやまクリニック胃腸科・肛門科	28-3375	ぎんなん薬局	28-3335
	やまむら小児科・内科	45-0005	エスエス堂きりん本町薬局	45-6330
20(日)	外山内科	22-2003	にのまち薬局	23-6933
	人吉医療センター小児科	22-2191	さくら調剤薬局医療センター前店	32-9657
21(月)	豊永耳鼻咽喉科医院	22-2031	ココ薬局	22-7995
	公立多良木病院小児科	42-2560	ファーコス薬局多良木いちご	42-6888
			山口薬局	42-2123
27(日)	浜田醫院	22-3415	人吉けんこう堂薬局	22-1020
	増田クリニック小児科	22-3570	五日町薬局	23-6228
救急病院				
外山胃腸病院	22-3221	球磨病院	22-3121	愛生記念病院 22-6878

※受診前に病院に連絡してください。

※変更になることがあります。病院に連絡がつかない場合は、市ホームページをご覧ください。電話で市役所（☎22-2111）にご確認ください。日曜・祝日も対応します。



薬物乱用はあなたをダメにします！

薬物乱用とは？

覚醒剤や大麻、危険ドラッグ、シンナー、コカイン、MDMAなどの薬物は、たった一度の使用でも脳や神経を壊して死につながる危険があるため、厳密なルールと法律で規制されています。その薬物をルールや法律から外れた目的や方法で使用することを「薬物乱用」といいます。医薬品についても本来は病気や傷の治療に使いますが、こうした本来の目的以外に使えば乱用です。

脳へのダメージは、一生元には戻りません！

薬物を乱用すると、呼吸困難やけいれんを起こし、幻覚や幻聴を引き起こしたり、感情のコントロールができなくなったりします。1回だけなら大丈夫だ

と思って手を出すと、やめようと思ってもやめられない薬物依存の状態になりかねません。本人だけの問題ではなく、家族や周囲に影響を及ぼします。

悩んだときはまず相談を！

困ったときは、一人で悩まず相談しましょう。あなたは一人ではありません！相談についての秘密は必ず守られます。

相談窓口

- ・県精神保健福祉センター
☎096-386-1166
- ・県業務衛生課 ☎096-333-2242
- ・熊本市こころの健康センター
☎096-362-8100

問合せ 健康増進係



定期的に歯科検診を受けましょう！

市では、健康を維持し食べる楽しみを失わないよう本年度中に20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳となる人を対象に歯周疾患検診を実施しています。

歯周疾患検診は、むし歯や歯周病だけではなく、顎の関節やお口の状態も検査します。令和6年度に歯周疾患検診を受けた人のうち、8割以上が何らかの治療が必要な状態でした。自分では気付きにくいお口の中の状態をチェックしましょう。

対象者には受診票と問診票を送付しています。今回の機会を逃すと次回は10年後です。ぜひ検診を受けましょう。

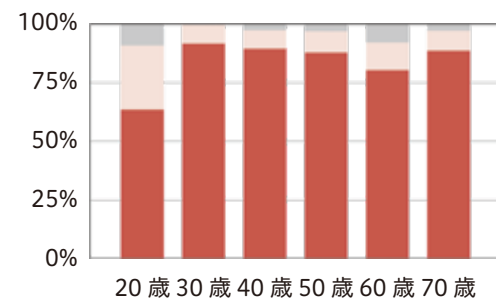
負担額 1,300円 ※生活保護世帯は無料

実施歯科医院 市内歯科医院

受診期限 12月31日(水)(休診日を除く)

歯周疾患検診検査結果(令和6年度)

■要精検 ■要注意 ■異常なし



問合せ 健康増進係



令和7年度毒物劇物取扱者試験

農業やさまざまな化学薬品のうち、法律で指定されている毒物や劇物（毒物よりも弱い毒性を持つ物質）は厳しい管理が義務付けられています。

販売などを行う場合は、毒物劇物取扱責任者の試験に合格することが必要です。

詳しくは県ホームページをご覧ください。県業務衛生課にお問い合わせください。

試験日 8月5日(火)

場所 ホテル熊本テルサ（熊本市中央区）

申込期限 6月13日(金)



▲詳しくはこちら

問合せ 県業務衛生課（☎096-333-2242）
熊本県毒物劇物取扱者試験コールセンター（☎096-325-8193）

問合せ 市保健センター（☎24-8420、☎24-8010）